様式	【1(全国)			全国	I 規模	での規制改革要望に関する	当室からの検討要請に対す	る各省	丁の回答	<u> </u>				
管理 コード	項目	該当法令 等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	(別表 番号)	具体的 規制改革要望内容
z2000001	共関(行第あ産しの業産すび選が2かの業当所では一政途に	に事業者に貸い付けること 「できる。 前項に定めるもののほ	選定事業者によって建設される一棟の建物が「PF事業として整備される公共施設部分」と それ以外の民間収益施設部分」から構成される場合、後者については、私権の設定が一般的に禁止されている行政財産である土地について、選定事業者に対して、その貸付けを認めている。	b		PF法の選定事業者に対して認めている行政財産の使用又は収益の権限を第三者に譲渡することを認めるか否かについては、財務省、総務省をはじめ行政財産の管理を所掌する各省と協議の上、検討する。		5021	5021099	社団法人日本経済団体連合会		PFI事業における民間収益施 设の流動化 新 規】		選定事業者のみならず選定事業者から建物の譲渡を受けた第三者にも土地の貸付けを認めるべくPFI法11条の2を改正すべきである。
z2000001	(上記の続き) (上記の続き) (上記の続き) (上記の続き) (上記の続き) (上記の続き) (上記の続き) (上記の続き) (上記の続き) (上記の続き) (上記の続き) (上記の続き) (上記の続き) (上記の続き) (上記の続き) (上記の続き) (上記の続き) (上記の流動化	上記の続き) 前二項に定めるもののほり 所通いでは、前面の規定により には、前面の規定により にな受け物の規定である土地では、 を受け物のには、 にな受け物のには、 にな受け物のには、 にな受け物のには、 にな受け物のには、 になられるとするとは、 になられるとするとは、 になられるとするとは、 になられるとするとは、 になられるとするとは、 になられるとするとは、 になられるとするとは、 にないの規定にである条ず、 にないのでは、 にないのでは、 にないのでは、 にないでは、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 に						5021	5021099	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) PFI事業における民間収益施 设の流動化 新 規】		

惊	式1(全国)					<u>全国</u>	現程で	<u>の規制改革要望に関する当室</u>	<u>とからの検討要請に対するさ</u>	<u>省厂の回答</u>			
管理 コード		規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	(別表 番号)	具体的 規制改革要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
z200000	1 PFI事業における民間収益施 設の流動化	5021	5021099	社団法人日本経済団体連合会	11	PFI事業における民間収益施設の流動化 断規】		選定事業者のみならず選定事業者から建物の譲渡を受けた第三者にも土地の貸付けを認めるべくPFI法11条の2を改正すべきである。		民間収益施設部分の所有者の変更が、直ちに公共施設等の用途または目的を妨げるとは考えられない。運営主体を限定する等により公共施設等の用途または目的は十分に推り組織されると考えられ、全面的に権利処分を認めないのではなくより規制の範囲を限定するべきである。 民間収益施設を流動化可能とすることにより、資金の早期回収が見込める等、主とは、の選択肢が広がり、事業参画の可能性が増す。また公共側にとってもより多数の民間事業者が競争参加することにより、VFMの更なる追求が可能になる。	PFI法11条の 2	内閣府	PFI法11条の 2は、選定事業者が、当該選定事業に係る建物を所有した場合、行政財産たる土地を 当該選定業者」に対して貸し付けるとしている。よって、当該選定事業者が民間収益施設の所有権を第三者に譲渡した場合であっても、土地は当該選定業者に対して貸し付けられる。換言すれば第三者は民間収益施設の所有権譲渡を受けても土地の貸付を受けられないため、事実上民間収益施設の流動化が阻害されている。
z200000	(上記の続き) 1 PFI事業における民間収益施設の流動化	5021	5021099	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) PFI事業における民間収益施設の流動化 新規】						内閣府	

管理コード	項目	該当法令 等	制度の現状	措置の分類	措置の	措置の概要(対応策)	その他	規制改革 規制改 要望 要望事 管理番号 管理番	── Ĕ 頁 要望主体名	規制改革 要望 事項番号	パ門以半女主尹以	(別表番号)	具体的 規制改革要望内容
z200000	(上記の続き) PFI事業における民間収益施設の流動化	(上記の続き) 5 前項に定対のをもののほこか、地方公共の連続をうか、地方公共の建物をは、一のは、正字が、地方公共棟事業に登り、大きなのとなると第のとなると第一次のでは、そのような、大きなのでは、大きないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、						5021 502109	社団法人日本経済区 体連合会	13	(上記の続き) PFI事業における民間収益施設の流動化 新規】		
z200000	(上記の続き) PFI事業における民間収益施設の流動化	(上記の続き) 7 前各項の規定による貸付けについては、民法・明治二十九年法律第八十九号)第六百四条並びに借地借等九十年号、高田しない。8 国有財産法第二十一条及び第二十三条大の第三項までの規定は第一項も当時である貸付けについて、地方自治三項主での規定はよる貸付けについて、地方自治三項までの規定はよる貸付けについて、地方自治三項までの規定による貸付けについて、地方自治三項がら第二項までの規定による貸付けについて、地方自治三項までの規定による貸付けについて、それぞれ準用する。						5021 502109	社団法人日本経済団体連合会	14	(上記の続き) PFI事業における民間収益施 設の流動化 新規】		
z200000	PF法の改正によるPF事業 対象の拡大		維持管理 運営等のみを行う事業については、現行制度において排除していない。	d		d 現行制度下で対応可能 根拠 制度の現状に記載の通り。		5150 515003	4 株式会社東京リーガ ルマインド	11	PF法の改正によるPF事業 対象の拡大		民間事業者が施設等の維持管理 運営等のみ 施設の設計 建築を含まないもの を行う事業についてもPF法のPF事業として認定されるようPF法の改正を行う

17/17/	1(主国)							<u>の規制以単安筆に関するヨギ</u>		<u> </u>	1	I	
管理コード	項目	規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表 番号)	具体的 規制改革要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
z2000001 PF	上記の続き) 日事業における民間収益施 の流動化	5021	5021099	社団法人日本経済団体連合会	13	(上記の続き) PFI事業における民間収益施 設の流動化 新規】						内閣府	
z2000001 PF	上記の続き) 日事業における民間収益施 の流動化	5021	5021099	社団法人日本経済団 体連合会	14	(上記の続き) PFI事業における民間収益施 設の流動化 断規】						内閣府	
z2000002 PI 対	F 法 の改正によるPF 事 業 象の拡大	5150	5150034	株式会社東京リーガ ルマインド	11	PF法の改正によるPF事業 対象の拡大		民間事業者が施設等の維持管理 運営等のみ 施設の設計 建築を含まないもの を行う事業についてもPF法のPF事業として認定されるようPF法の改正を行う		現在、民間でできることは民間で」という政府方針のもとで、行政サービスの民間開放が進んでいますが、民間開放を推進する法整備はまだまだ不十分な状況にあります。行政の効率化、ビジネスチャンスの創造及び雇用の創出という観点から、ハードの建設を伴わないサービスタイプについてもPF基のPF事業として認定する必要があります。	民間資金等の活用による公 共施設等の整備等の促進に 関する法律 第 1条	内閣府	添付資料 1 PF法の改正を要望する趣旨 2 はじめに 3 わが国のPF法の特徴と課題 4 PF法を改正する必要性 5 PF法を改正する合理性

177	以「(主国)				1///		<u>日至からの検討安請に対する</u>		1 42 🗀	<u> </u>				
管理 コート	項目	該当法令 等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	要望	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	(別表 番号)	具体的 規制改革要望内容
z200000	4 対日外国直接投資の促進策 の強化	•	-			本年の総合規制改革会議において、海外からの投資・人材等の受入れ推進を図る観点から、国際経済連携ワーキンググループ」を設置し、当該事項に係る分野横断的な検討を実施とところ。 にの検討経過を踏まえ、本年12月に取り 纏めた総合規制改革会議第3次答申・規制 改革の推進に関する第3次答申・活力ある日本の創造に向けて・」において、対日直接投資拡大のための環境整備に係る事項 についても、政府が実施すべき個別施策等の提言を行ったところである。 政府においては、平成15年度中に、平成16年度を初年度とする新たな規制改革共進にのための3か年計画を策定する予定であるが、前述の総合規制改革会議第3次答申に盛び込まれた個別施策は、当該3か年計画に反映される予定である。		5072	5072001	欧州委員会 (EU)	11	対日外国直接投資の促進策 の強化		EUは、日本政府が以下の問題に優先的に取り組むことによって、対内直接投資促進に関する戦略的政治的対応を一層強化することを要請する。 投資を促進するための措置の、政府の政策立案全般への組み入れを引き続き向上させること。例えば3カ年規制改革計画に基づいた投資に関する広範な分野横断的アプローチの採用、または総合規制改革会議を通じた取り組み。 対内直接投資促進に対する構造改革特区の影響を評価し、こうした構想の全国規模での適用を実現すること。24時間通関業務は重要性を持つ具体例である。
z200000	5 内部告発者の保護を通じた 優れた企業統治の促進	-	-	a (1) につい て)		平成15年5月にとりまとめられた国民生活審議会消費者政策部会報告において、公益のために通報したことを理由として労働者が解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう保護するための民事ルールとしての公益通報者保護制度を整備するべきとの提言が行われた。この提言を踏まえ、次期通常国会への法案提出を目指し、制度の具体的検討を行し、平成15年12月に 公益通報者保護法案 仮称)の骨子 (案)」を公表した。骨子 (案) では、証券取引法に規定する罪の犯罪行為等の事実について通報した労働者も保護の対象としている。		5071	5071092	米国	11	内部告発者の保護を通じた優れた企業統治の促進		従業員が企業による証券取引法に関連する法律、規則、規制に対する違反行為、あるいは株主に対する欺瞞的行為、不当な情報提示などの証拠を報告した際に、企業および役員が、その従業員を解雇、降格、その他の不利益処分をおこなうことを禁ずる法制を、2003年度末までに導入する。そのような法制は、以下措置を提供すべきである。 1) 損害賠償、また、違法行為がなかった場合の当該従業員の先任権の復活を含む民事・即救済。 2) 違法行為に関わった自然人および法人に対する刑事罰。 株式公開企業に対して、従業員が、欺瞞的行為、証券取引法あるいはその他の規制違反に関して、適切な役員に秘密裡に匿名によって報告ができる制度を採用することを義務付ける。
z20000(プライバシーに係るBto B及びBto C電子商取引を阻害 する可能性のある過度の負担或いは矛盾ある要件の防止	固人情報保護法等	個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とは、個人情報の適正な取扱いに関し、施策の基本的事項を定め、基本理念、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報データペース等を事業の用に供している一定の事業者(個人情報取扱事業者)の遵守すべき義務等を定めるものである。本法における個人情報取扱事業者の義務規定については、平成17年4月1日から施行されるが、今後施行に向けて関係省庁において、必要に応じ、事業分野ごとのガイドラインの検討が進められる予定である。	-	-	個人情報の保護に関する分野ごとのガイドラインについては、今後、関係省庁において、その必要性も含め、検討が進められるものである。 なお、個人情報保護法の規律はどのような技術を用いているかを問わず、個人識別性のある情報に適用されるものである。		5071	5071023	米国	11	プライバシーに係るBto B及びBto C電子商取引を阻害する可能性のある過度の負担或いは矛盾ある要件の防止		2003年5月23日、国会は民間における個人情報を保護するための基本的枠組みを確立するために個人情報保護法を成立させた。米国は以下の措置を日本がとることを提言する: Bto B及びBto C電子商取引を阻害する可能性のある過度の負担或いは矛盾ある要件を防止するために透明で調整された形で執行のためのガイドラインを作ることを保証する。透明性を保持し、民間からのインブットを最大限に活用するために、出来るだけ或りかにして、全ての執行指針をたすのか明らかにして、全ての執行指針をたすのか明らかにして、全ての執行指針をたすのか明らかにして、全ての執行指針をたずのかいといて、全ての執行指針をたずのかりにして、全ての執行指針をたずのかりにして、全ての執行指針をたずのかりにして、全ての執行指針をたずのかりにして、全ての執行指針をたずのかりに求める。 個人情報保護法及びその執行指針が全ての現在及び将来の技術によって共有されるあらゆる個人情報に適用さなからのがもののである。業界及び非政府団体からのインブットを新しい技術に対するいかなるプライバシー指針の執行においても真剣に考慮することを米国は日本に求める。 2004年末でにブライバシーに関する案件について日来共同官民ラウンドテーブルを開催する機会を検討する。

管理 コード	項目	要望	規制改革要望事項	要望主体名	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項	(別表番号)	具体的 規制改革要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
z2000004	4 対日外国直接投資の促進策 の強化		5072001	欧州委員会 (EU)	事. 11	対日外国直接投資の促進策の強化		EUは、日本政府が以下の問題に優先的に取り組むことによって、対内直接投資促進に関する戦略的政治的対応を一層強化することを要請する。 投資を促進するための措置の、政府の政策立案全般への組み入れを引き続き向上させること。例えば3カ年規制改革計画に基づいた投資に関する広範な分野横断的アプローチの採用、または総合規制改革会議を通じた取り組み。対内直接投資促進に対する構造改革特区の影響を評価し、こうした構想の全国規模での適用を実現すること。24時間通関業務は重要性を持つ具体例である。		日本の規制改革に関するEU優先提案」 2003年10月16日 駐日欧州委員会代表 部) 1.1.海外直接投資(FDI)につながるようなビジネス環境のさらなる改善 並びに、 1.1.1.ビジネス上のコスト削減 による。		内閣府内閣官房	
z2000008	5 内部告発者の保護を通じた 優れた企業統治の促進	5071	5071092	米国	11	内部告発者の保護を通じた優れた企業統治の促進		従業員が企業による証券取引法に関連する法律、規則、規制に対する違反行為、内 をはは株主に対する欺瞞的行為、不当な情報提示などの証拠を報告した際に、企業および役員が、その従業員を解雇、降格、その他の不利益処分をおこなうことを禁ずる法制を、2003年度末までに導入する。そのような法制は、以下措置を提供すべきである。 1) 損害賠償、また、違法行為がなかった場合の当該従業員の先任権の復活を含む民事的救済。 2) 違法行為に関わった自然人および法人に対する刑事罰。 株式公開企業に対して、従業員が、欺瞞的行為、証券取引法あるいはその他の規制違反に関して、適切な役員に秘密裡に匿名によって報告ができる制度を採用することを義務付ける。		法律や規制に対する企業の遵守に関して、株主や経営者に対して情報の流れを阻害する企業文化は、企業が問題を迅速かつ効果的に解決することを妨げ、また、投資に関する意思決定を行づ際に、誠実な情報開示に依存する日本 (および外国)の株主を害する。企業の従業員が、報復や差別を恐れることなく企業による法律や規制の遵守の不履行に関する情報を、経営者あるいは規制・捜査当局に知らしめることができれば、それは企業自身また社会全体の利益となる。		内閣府金融庁	
z2000000	プライバシーに係るBto B及びBto C電子商取引を阻害 6する可能性のある過度の負担或いは矛盾ある要件の防止	5071	5071023	米国	11	プライバシーに係るBto B及びBto C電子商取引を阻害する可能性のある過度の負担或いは矛盾ある要件の防止		2003年5月23日、国会は民間における個人情報を保護するための基本的枠組みを確立するために個人情報保護法を成立させた。米国は以下の措置を日本がとることを提言する: Bto B及びBto C電子商取引を阻害する可能性のある過度の負担或いは矛盾ある严性を防止するために透明で調整された形で執行のためのガイドラインを作ることを保証する。透明性を保持し、民間からのインブットを最大限に活用するために、出来るだけ或する。透明性を保持し、民間からのインブットを最大限に活用するために、出来るだけずる。透明性を保持し、民間からのインブットを最大限に活用するために、出来るだけずる。透明性を保持し、民間からのインブットとかけるよう言味あるパブリックコメントにかけるよう言味あるパブリックコメントにかけるようにすることを米国は日本に求める。個人情報保護法及びその執行指針が全ての現在及び将来の技術によって共有されるあらゆる個人情報に適用されるのかを明確にする。選界及び非政府団体からのインバシー指針の執行においても真剣に考慮することを米国は日本に求める。 2004年末までにブライバシーに関する案件について日米共同官民ラウンド・テーブルを開催する機会を検討する。		日本は電子商取引のために先進基盤を成功裡に発展させてきたが、環境は十分には利用されていないままである。効率性と安全性を改善することはオンライン環境への信頼を高め、人々の日々の必要性に直結したオンラインサービスへの需要と供給を刺激主要な責任を担っている一方で、政府は深く介入しないままで民間の電子商取引の成長を促進する政策を採用することにより電子商取引の利用を促進することができるのである。米国は革新と市場の力によって民間の自主規制枠組み及び技術的に中立な解決策を重視しながら電子商取引の発展を奨励する重要な役割を日本が担うことを求める。		内閣府	

1水工	【1(全国)			王臣	况悮	での規制改革要望に関する	3至からの快討安請に約9	の合目		<u> </u>				
管理 コード	項目	該当法令 等	制度の現状	措置の分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	要望	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	(別表番号)	具体的 規制改革要望内容
z2000007	特区法の見直し(地方公共団体に直接利害関係のない場合、民間事業者が直接国に対して特区の認定申請を行うことの容認)	请 造改革特別区域法第 4条	第四条 地方公共団体は、単独で又は共同して、 構造改革特別区域基本方針に即して、当該地方 公共団体の区域について、内閣府令で定めるとこ るにより、構造改革特別区域として、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における 当該区域の活性化を図るための計画(以下 精造 改革特別区域計 画」という。冷作成し、平成十九年三月三十一日までに内閣総理大臣の認定を申請することができる。 2 條)3 地方公共団体は、構造改革特別区域計画の 案を作成しようとするときは、前項第四の意見に掲げる 実施主体(以下 実施主体」という)の意見を聴く とともに、都道府県にあっては関係市町村の意見 を聴かなければならない。 4 特定事業を実施しようとする者は、当該特定事業を存の内では、当該特定事業をその内での担保を を聴かなければならない。 4 特定事業を実施しようとする者は、当該特定事業を手面と上ができる。 5 前項の地方公共団体は、同項の提案を踏まえた構造改革特別区域計画の案を作成についての提案を必要も ないと判断したときは、の月頃の提案を踏まえた構造改革特別区域計画の保室作成するの地方公共団体は、第三項の規定による記したと語をしたま施主体及ど関係には、第三項の規定により聴きいた実施主体及び関係車が対象に、第三項の規定により聴きいた実施主体及び関係車が対象に、第三項の規定により聴きいた実施主体及び関係車が対象によりでは、第三項の規定により聴きいた実施主体及が関係で対象によりでは、第二項の規定により聴きいた実施主体及が関係では、第三項の規定により聴きいた実施主体及が関係を対象には、第三項の規定により聴きにないている。 6 第一項の規定による記述の申請には、第三項の規定により聴きにないている。 6 第一項の規定により聴きいた実施主体及び関係を対するといるまでは、第二の規定といる。 6 第一項の規定により聴きにないているまでは、第二の規定とは、第二の規定とは、第二の規定といるには、第二の規定といるには、第二の規定といるには、第二の規定といるには、第二の規定といるには、第二のは、第二のは、第二のは、第二のは、第二のは、第二のは、第二のは、第二の	C		構造改革特別区域計画の認定については、 構造改革特別区域法にあるように、 規制の特例措置の適用を受けて特定の 事業を実施し又はその実施を促進すること により、地域の活性化を図る一定の区域を 設定に当たっては、地域の特性、 医域の設定に当たっては、地域の特性、 実施しようとする事業などを総合的に判断す る必要があることなどから、 地方公共団体を申請主体としているもので ただし、本制度の趣旨が、地方公共団体の みならず民間事業者も含めた地域から実現 事業としているものである。 ただし、地域の活性化や構造改革の民間手 を指すものであることにかんがみ、民間 のみならず民間事業者も含めた地域から実現 等者の提案を踏まえた計画に とはががよりには、当該提案を踏まえた計画に とはががは国になる場合には、また、提案を がい、当該提案を踏まえた計画に とはがでいて、また、提案を は、当該提案を踏まえた計画に とはがでいて、また、提案を は、当該提案をできる規定(第4条第44頃)を設 け、当該とではなりました。 大田田の案をでいて、また、提案を の 世のの案と、その旨及びその理由を、提案した。 国間事業者等の提案の取り扱いについて 透明性を高めているものである。		5150	5150055	株式会社東京リーガ ルマインド	11	地方公共団体に直接利害関係のない場合には、民間事 係のない場合には、民間事 が直接国に対して対して の認定申請をできるよう、特 区法を改正すべきである。		第四条の2の加筆及びこれに伴う改正 (民間事業者による直接申請) 第四条の2 構造改革特別区域計画が、自 治事務の民間開放 内容の変更等、地方公 共団体の事務に関するものではなく民間 事業者に対する事業規制について、単純に 緩和 撤廃するものである場合には、民間事 業者は、直接内閣総理大臣の認定を申請す ることができる。 2 前項の適用がある場合、前条各項を、そ の申請主体を民間事業者に置き換えてこれ を準用する。
z2000008	構造改革特区制度の一層の 活用		政府は、特区の推進に当たっては、定期的に地方公共団体、民間事業者等から提案を受け付け(米国企業を含む外国企業からの提案も可能)でおり、提案を実現するためにはどうすればいいのが。」という方向で検討を行っており、農業、教育、医療、福祉といった今まで困難とされてきた分野も含め、159件もの規制改革を実現し、それらを活用した特区も236件認定されている。特区で講じられた規制の特別については、民間人で構成される、特例措置の効果で設置した。評価する評価委員会を平成15年7月24日、精造改革特別区域推進本部に設置した。また、11月には、8つの分野に分かれ、分野ごとの専門家も加え特例ごとの検討を進めているところである。	d		地方公共団体の作成する特区計画を認定する基準は、特区法に基づいて作成される基本方針(呼成15年1月24日閣議決定)において明確に定めており、基準を満たした場合には認定することとしている。 構造改革特区制度は、地方公共団体や外国企業を含む民間事業者等の自発的取り幅位に規制について特別措置を講じることと東が提制について特別者を含めて、構造改革特別を対しており、市場参入機会の拡大に関するためにはど表が提出された場合を含めて、構造改革行列すればいいか」という方向で、真摯など表別を対しても、実現するためには対対が特区内で事業限別に対するである。企業双方が特区内で事業限開設けておらず、ら後も設ける予定はない。なお、従来制限されているとの、教育、農業分野への株式を行っているところである。企業双方が特区内で事業展開まることにつき、差別的なアクセス制限といるという。また、経済財政運営とはいる。また、経済財政運営とはいる。また、経済財政運営とはいる。また、経済財政運営とは、評価では、計算する基本方針2003」において、特段の問題の生じていないと国規模の規制改革につなげることを確認している。		5071	5071078	米国	11	構造改革特区制度の一層の 活用		今後も特区が透明な形で選定され設立されること。 市場参入機会の拡大に焦点を当てること。 市場参入機会の拡大に焦点を当てること。 国内外の企業双方が、特区内で事業展開できるよう非差別的なアクセスを確保すること。 特区内で成功した措置については、可及的速やかに全国規模で適用すること。 米国企業も含め外国企業が特区とと案の提出、既存の特区への参加、および特区を設立に関わる全ての過程に参加すること。評価委員会が特区の成功の是非および全国展開すべき特区の判断を行う際に、以下の事項を担保すること。 1)特区の成功の是非を判断するにあたり開催した会合および利用した情報を公開を通知のであれば、評価を員会が特区の中で一価であれば、評価であれば、評価であれば、評価であれば、評価であれば、評価であれば、評価であれば、評価であれば、評価であれば、評価であれば、評価であれば、評価であれば、評価であれば、評価であれば、評価であれば、評価であれば、評価であれば、評価であれば、評価であれば、評価では、一般市民から意見を募ることにより特区の評価が決定した際には、一般市民や特な理解を促すために、決定評価と関係資料を公開すること。

你。	式 1 (全国)		<u>土 国</u>	規模での規制改革要望に関する当	主からの検討安請に対する記	<u>3 目 月 の 凹 合</u>		
管理コード	項目	規制改革 要望 要望事項 要望主体名 管理番号 管理番号	規制改革 要望 事項番号 規制改革要望事項 事項番号 (事項名)	(別表 番号) 規制改革要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等 制度 所管官) その他 庁 (特記事項)
z2000007	特区法の見直し、地方公共団体に直接利害関係のない場合、民間事業者が直接国に対して特区の認定申請を行うことの容認)	5150 5150055 株式会社東京リ ルマインド	地方公共団体に直接利害関係のない場合には、民間事業者が直接国に対して特区の認定申請をできるよう、特区法を改正すべきである。	第四条の2の加筆及びこれに伴う攻正 (民間事業者による直接申請) 第四条の2 構造改革特別区域計画が、自 治事務の民間開放・内容の変更等、地方2 共団体の事務に関するものではなく民間 事業者に対する事業規制について、単純に 緩和、撤廃するものである場合には、民間 業者は、直接内閣総理大臣の認定を申請 ることができる。 2 前項の適用がある場合、前条各項を、3 の申請主体を民間事業者に置き換えてごれ を準用する。	に 既存の地元業者との利害関係に煩わされる 事 ことなく 新規参入を促進することができるよ す うになる。	現行法では、すべての特区事業について、 国への申請を、地方公共団体を通さなけれ ばならない。このことが、既存の地元業者に よる新規参入阻止等の阻害要因を介在させ る契機となっており、民間活力による地域経 済の活性化実現を妨げている。	構造改革特別区域法第 4条 內閣府	詳細は別紙をご参照ぐださい。
z2000008	構造改革特区制度の一層の 活用	5071 5071078 米国	精造改革特区制度の一層の 活用	今後も特区が透明な形で選定され設立されること。 市場参入機会の拡大に焦点を当てること。 市場参入機会の拡大に焦点を当てること。 国内外の企業双方が、特区内で事業開開できるよう非差別的なアクセスを確保すること。 特区内で成功した措置については、可及的速やかに全国規模で適用が特区是案の批判を登録を開始を登録が特区の過程に関わる全ての過程に要か多い。まび特区記立に関わる全ての過程に参加があるにあたり、構造改革特別区域推進本部はこれらの企業と引き続き協力すること。 評価委員会が特区の成功の是非およい下の事項を担保すること。 1)特区の成功の是非を判断するにあた開催した会合および利用した情報を公開し適切であれば、評価プロセスの中で評価プロセスの透明性を確保すること。 2)評価が決定した際には、一般市民や特区に携わる者の評価プロセスに対する十分な理解を促すために、決定評価と関係資料を公開していた。	こ 展る の の の の の の の の の の の の の	日本全国に特区を設立することを目指した日本政府の現行の取り組みを、米国政府は引き続き注視している。特に、現在までに小泉首相により設立された164の特区を米国歓迎する。規制緩和および構造改革に向けてのこの新しく革新的取り組みは、日本が持続可能な成長路線へと回復するための重要な機会を与えこととなる。日本がこの計画を実施するにおいて、米国は左記のことを要請する。	内閣官房 内閣府	

你工	式1(全国)			王匡	 况	での規制改革要望に関する	3至からの快討安請に別り、	る合自		<u> </u>				
管理 コード	項目	該当法令 等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	(別表 番号)	具体的 規制改革要望内容
z2000008	(上記の続き) 構造改革特区制度の一層の 活用					(上記の続き) 政府は、特区の推進に当たっては、定期的に地方公共団体、民間事業者等から提案を受け付けているが、米国企業を含む外国企業からの提案も可能である。また、外国企業も含め民間事業者が提案等にあたるに際しては相談等を行うことにより支援していく、その上で、それらの提案について、実現するためにはどうすればいいか。」という方向で検討することとしている。また、特区計画が作成の過程においても、日本で特定事業を実施しようとする外国企業も含めた民間企業は、地方自治体に対し特区計画の提案をできることとされている、特区法第4条第4項)。評価委員会で使用した資料及び議事録は、原則として公開することとしている。また、評価委員会の委員は、公募で任命された委員を含む民間人から公選されており、民間からの意見を反映する形をとっているところである。		5071	5071078	米国	12	(上記の続き) 構造改革特区制度の一層の 活用		
z2000009	官公庁等における請求書様 式の統一化等		リース契約におけるリース料の請求書については、リース会社所定の様式の使用を認めており、業者が発行している請求書でもって支払処理を実施。	е				5086	5086029	社団法人リース事業協会	11	官公庁等における請求書様 式の統一化等		官公庁及び特殊法人等とのリース契約におけるリース料の請求書については、官公庁等の指定様式となっているため、機械処理ができず事務手間がかかる。このため、リース会社所定の様式の使用を認めるか、官公庁等の様式を統一化電子的データによる請求を可能とすること。
z2000010	公的機関が行う報道向け行)事への外国報道機関特派員 参加制約の撤廃	-	(参考) 記者クラブは、公的機関などを取材対象とする報道機関に所属し、その編集責任者の承認を得て派遣された職員によって構成される組織」であり、その運営は構成員が自主的に行う。ものである(呼成9年12月記者クラブに関する日本新聞協会編集委員会の見解」より)。			当該要望は、報道各社のジャーナリストらによって構成される自主的な組織である記者クラブの門戸開放を訴えたものであり、総合規制改革会議の検討対象としてはなじまないと考えられる。		5072	5072019	欧州委員会 (EU)	11	公的機関が行う報道向け行 事への外国報道機関特派員 参加制約の撤廃		外国報道機関特派員に発行されている 外務省記者証を、日本の公的機関が主催する報道行事への参加許可証として認め、国 内記者と平等の立場でのアクセスを可能に すること。 記者クラブ制度を廃止することにより、 情報の自由貿易にかかわる制限を取り除く こと。
z200001	1 都道府県による商業施設建 1 設に係る過剰規制の撤廃		地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができる。また、地方自治の観点から、国は地方公共団体の自主性及び自立性を十分尊重する必要があり、全国的な視点に立って施策を実施することが必要な場合や明らかに公益を害していると認められる場合など限られた場合を除き、国における地方公共団体への関与は認められない。			要望にある条例等については、地域における省エネルギー 都市環境の保全の目的から策定されたものと考えられるが、具体的対象の特定がないことから、こうした目的を超え明らかに公益を害すると認められる理由があるか否かについて判断することができない。なお、総合規制改革会議においては、本年12月に取り纏めた総合規制改革会議第3次答申 規制改革の推進に関する第3次答申・活力ある日本の創造に向けて・」において、地方公共団体における規制改革行ったところである。政府においては、平成16年度を初年度とする新たな規制改革推進のための3か年計画を策定する予定であるが、前述の総合規制改革主義第3次答申に盛り込まれた個別施策は、当該3か年計画に反映される予定である。		5085	5085025	オリックス株式会社	11	都道府県による商業施設建 設に係る過剰規制の撤廃		商業施設やオフィスピルの建設に際し、地域 冷暖房や空気ゴラ輸送の使用を義務付ける 指導など地域において条例や行政指導によ リ不合理かつ過剰な規制が課されないよう に徹底することを要望する。

你	式1(全国)					<u>土 三 7</u>	現模での規制改革要望に関する当	全からの快討安請に刈りると	<u>3百月の凹合</u>			
管理 コード	項目	規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	(別表 番号) 規制改革要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
z200000	(上記の続き) 8 構造改革特区制度の一層の 活用	5071	5071078	米国	12	(上記の続き) 構造改革特区制度の一層の 活用					内閣官房	
z200000	9 官公庁等における請求書様 式の統一化等	5086	5086029	社団法人リース事業協会	11	官公庁等における請求書様 式の統一化等	官公庁及び特殊法人等とのリース契約におけるリース料の請求書については、官公庁等の指定様式となっているため、機械処理ができず事務手間がかかる。このため、リース会社所定の様式の使用を認めるか、官公庁等の様式を統一化・電子的データによる請求を可能とすること。		請求書作成 送付事務の機械処理による合理化が図れる。		全省庁	
z200001	公的機関が行う報道向け行 0事への外国報道機関特派員 参加制約の撤廃	5072	5072019	欧州委員会 (EU)	11	公的機関が行う報道向け行 事への外国報道機関特派員 参加制約の撤廃	外国報道機関特派員に発行されている 外務省記者証を、日本の公的機関が主催する報道行事への参加許可証として認め、国 内記者と平等の立場でのアクセスを可能に すること。 記者クラブ制度を廃止することにより、 情報の自由貿易にかかわる制限を取り除く こと。		日本の規制改革に関するEU優先提案」 2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 1.3.ジャーナリズム 情報への自由かつ平等なアクセス		内閣府	
z200001	1 都道府県による商業施設建 1 設に係る過剰規制の撤廃	5085	5085025	オリックス株式会社	11	都道府県による商業施設建 設に係る過剰規制の撤廃	商業施設やオフィスビルの建設に際し、地域冷暖房や空気ゴミ輸送の使用を義務付ける指導など地域において条例や行政指導により不合理かつ過剰な規制が課されないように徹底することを要望する。		例えば、商業施設の地域冷暖房や空気ごみ輸送の使用を義務付けている地域がある。これらは高コストを前提としたもので、実態としては税金による補填事業となっている。また、行政による恣意的な使用免除措置な防争を歪めるものになっている。同様に景観条例についても、恣意的な運用が見られる。これらの規制・指導は、社会情勢の変化に沿って検討され、経済条件として、駄目なものは駄目、推進すべきものは恣意的な特例な推進する事が求められる。あまつさえ、税金による負担が長年に亘って継続されている事業は、見直しの検討がされるべきである。		内閣府	

1水工	、」(至国 <i>)</i>			<u> </u>	1人尤 1天	での規制以車安全に関する:	3主かりの疾討女前にかり	の中国						
管理コード	項目	該当法令 等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	(別表番号)	具体的 規制改革要望内容
z200001 ²	1 都道府県による商業施設建 1 設に係る過剰規制の撤廃	-	地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができる。また、地方自治の観点から、国は地方公共団体の自主性及び自立性を十分尊重する必要があり、全国的な視点に立って施策を実施することが必要な場合や明らかに公益を書していると認められる場合など限られた場合を除き、国における地方公共団体への関与は認められない。			要望にある条例等については、地域における省エネルギー 都市環境の保全の目的から策定されたものと考えられるが、具体的対象の特定がないことから、こうした目的を超れあるか否かについて判断することができない。なお、総合規制改革会議においては、本年12月に取り嫌めた総合規制改革会第3次答申12月に取り嫌めた総合規制改革第3次答申第1分本の推進に関する第3次答申・活力ある日本の創造に向けて・」において、地方公共団体における規制改革の促進に向けた方策」については提言を行ったとして、平成16年度を初年度とする新たな規制改革推進のための3か年計画を策定する予定であるが、前述の総合規制改革会議第3次答申に盛り込まれた個別施策は、当該3か年計画に反映される予定である。		5086	5086025	社団法人リース事業協会		都道府県による商業施設建 設に係る過剰規制の撤廃		商業施設やオフィスピルの建設に際し、地域冷暖房や空気ゴ季輸送の使用を義務付ける指導など地域において条例や行政指導により不合理かつ過剰な規制が課されないように徹底することを要望する。
z2000012	2 特区人材雇用確保助成金制 度の設立	-	政府においては、特殊法人等改革については、特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月18日特殊法人等改革推進本部決定)に沿って平成14年度から所要の措置を講じるとともに、地方公共団体が担当してきた公共サービスの民間開放については、地域再生推進のための基本指針(平成15年12月19日地域再生本部決定)に基づき所要の措置が講じられることとなっている。			制度の現状」に示す通り、特殊法人等改革については、政府において鋭意推進が図られているとともに、地方公共団体の公共サービスについても、今後民間開放等合規制的を合規制的では、から、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな		5123	5123001	社会福祉法人鞍手名	t 11	特区人材雇用確保助成金制 度の設立で経済的 社会的効 果を上げる		特区人材雇用確保助成金制度の確立で行政が行っている事業を、民間で行い財政負担を25%削減させる。 財政負担を軽減する為に、この制度を利用して公務員を減らす。

1	永凡」(土国)					<u> </u>	<u>元1大 し</u>	<u>の規則以半女主に関するヨニ</u>					
管理	■ 項目	要望	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	(別表 番号)	具体的 規制改革要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
z2000	011 都道府県による商業施設建 設に係る過剰規制の撤廃	5086	5086025	社団法人リース事業協会	11	都道府県による商業施設建 設に係る過剰規制の撤廃		商業施設やオフィスピルの建設に際し、地域冷暖房や空気ゴ季輸送の使用を義務付ける指導など地域において条例や行政指導により不合理かつ過剰な規制が課されないように徹底することを要望する。		例えば、商業施設の地域冷暖房や空気ごみ輸送の使用を義務付けている地域がある。これらは高コストを前提としたもので、実態しては税金による補填事業となっている。また、行政による恣意的な使用免除措置など競争を歪めるものになっている。同様に景観祭例についても、恣意的な運用が見られる。これらの規制・指導は、社会情勢の変化に沿って検討され、経済条件として、駄目なものは駄目、推進すべきものは恣意的な特例なく推進する事が求められる。あまつさえ、税金による負担が長年に亘って継続されている事業は、見直しの検討がされるべきである。	ж/ // 5	内閣府	
z2000	512 特区人材雇用確保助成金制 度の設立	5123	5123001	社会福祉法人鞍手会	11	特区人材雇用確保助成金制 度の設立で経済的 社会的効 果を上げる		+ロ★ 2 E ∅ 光心式 ★++ マ	特区で認定された事業所が人材を採用する場合、一人三年間分の人件費について、上限500万円までの75% (国50%、県25%)を助成する。	行政の場合は、全額永久的に税金で対応している。これを民間で出来る行政の仕事を、民間で行い最低でも人件費を25%カットさせる。民間が行政の仕事を立ち上げて黒字化させる為には、最低でも三年間かかる。行政の透明性が測られ、構造改革の目的民間でできる事は民間で」行われる様に早くなる。	公務員法、雇用保険法 雇用保険の収支パランス上 運営しなければならない	内閣府	最低でも人件費が25%カットできる。 三年後には行政より100%人件費がカットできる。 。 雇用保険で不足する分については公務員人 件費を充てる新システムにて対応する。 添付資料 第三号 3-5 第七号 精造改革活動レポート。 第八号 牡会福祉法人鞍手会理事評議委 員会 議事録内容」参照